

法人理論と言語分析 ——シェーン論文の紹介——

大 島 俊 之

- I はじめに
- II 序論
- III 3つの法人理論
- IV アメリカにおける法人理論の発展
- V 法人に関する言語分析
- VI 結論

I はじめに

本稿は、サンフォード・A・シェーン教授の「法人は人である——法的擬制」⁽¹⁾の内容を紹介するものである。シェーン教授は、言語学者である。

シェーン論文の構成は、次の通りである。

- 1 法人理論
- 2 法人格に関する合衆国最高裁の見解
- 3 法人格に関する言語分析

本稿では、1および3の内容の大部分を紹介し、2は無視することにする。なお、原論文の構成では、細項目は立てられていない。しかし、

(1) Schane, *The Corporation is a Person: the Language of a Legal Fiction*, 61 Tulane L. Rev. 563 (1987).

本稿では、読者の便宜を考えて、紹介者（大島）の判断で、適当に細分化している。また、紹介者が付記した部分は、〔 〕内に入れた。

II 序 論

法律は、人間ができるもののいくつかを、法人 (corporation) が行うことを見ている。たとえば、法人は、契約を締結することができる。法人は、土地の売買をすることができる。法人は、不法行為を犯すことがある。法人は、裁判所に訴え、訴えられることがある。しかし、法人には認められない権利や責任もある。たとえば、法人は、公務に就くことができない。法人は、投票権を持たない。法人を刑務所に収監することはできない。このように、法人と、生身の人間との間には、明確な相違がある。それにもかかわらず、両者の間には、法律が法人を人として取り扱うことができるほどの類似性がある。⁽²⁾ 法律中で使用されている「人 (person)」という語は、通常、法人を含む意味だと解釈される。ただし、法律の目的に合致する場合に限る。⁽³⁾ 法人に人としての地位を与えることは、諸々の法制度の中でも、最も永続性のあるものの1つである。この法的擬制は、広く受け入れられている。

法人は、決して新しい制度ではない。英国議会の1444年の記録に、次のような記述がある。「彼ら [病院の関係者] は、共通の名前で、人と同

(2) メイトランドは、次のように述べている。「自然人に妥当するすべての規定が、法人に妥当するわけではない。たとえば、法人は、婚姻をすることができない。しかし、多くの場合、XおよびYに関する法的な記述は、X・Yがともに自然人である場合にも、法人である場合、一方が自然人で、他方が法人である場合にも当てはまることが圧倒的に多い」。F. Maitland, *Moral Personality and Legal Personality*, in 3 Collected Papers 307 (1911).

(3) 34 Words and Phrases 335-38 (West 1956 & Supp. 1986) によれば、「人 (Person)」という章、「私益法人 (Private Corporation)」の章において、およそ100の判決のリストがある。「人」が「法人」を含むという規定を置いている州法のいくつかを上げている。

法人理論と言語分析

じように、土地を購入し、行為することができる⁽⁴⁾。それから3世紀の後に、ブラックストーンは、法人格について、次のような定義をしている。「自然人 (natural person) は、神が造られたものである。同様に、社会的目的あるいは統治の目的のために、人間の法律によって、人間が造ったものがある。それは、法人あるいは公共団体と呼ばれる⁽⁵⁾」。19世紀のフランスとドイツにおいては、法人格 (フランス語では、personalité morale と言う) の本質についての関心が強かった。しかし、イギリスおよびアメリカの法律家は、このような形而上学的な議論には、まったく関心を示さなかった。ところが、アメリカ法は、この哲学的な問題から、完全に無縁ではいられなかった。合衆国最高裁判所は、幾度か、合衆国憲法中の「人 (person)」および「市民 (citizen)」という語が、「法人 (corporation)」を含むか否かについて、判断しなければならなかったの⁽⁶⁾である。⁽⁷⁾

(4) 議会の議事録の「人」という部分については、7 Oxford English Dictionary 724 (1961) を参照。

(5) Commentaries on the Laws of England 1765-69 (cited in 7 Oxford English Dictionary, 724). また、法人の性質に関する次のような比較的新しい記述を参照。「社会および法の世界が、特定の目的のために構成された団体の個々のメンバーを無視し、その目的のためには、その団体を一つの単位と考える方が適切と考える場合には、その団体は、その目的の範囲内で法人となる」。Smith, *Legal Personality*, 23 Yale L. J., 283, 289 (1928).

(6) 法人格に関する研究はおびただしい数にのぼる。19世紀の外国の文献については、Machen, *Corporate Personality*, 24 Harv. L. Rev. 253, 254 n.3 (1911) を参照。

(7) たとえば、Southern Ry. Co. v. Greene, 216 U.S. 400 (1910); Pembina Mining Co. v. Pennsylvania, 125 U.S. 181 (1888); Paul v. Virginia, 75 U.S. (8 Wall.) 168 (1868); Marshall v. Baltimore & Ohio R.R. Co., 57 U.S. (16 How.) 314 (1853); Louisville, Cincinnati & Charleston R.R. Co., v. Letson, 43 U.S. (2 How.) 497 (1844); Bank of the United States v. Deveaux, 9 U.S. (5 Cranch) 61 (1809).

本稿は、法人を人として取り扱うことの言語上の基礎について検討する。第1に、3つの法人理論を提示する。その3つの理論を、人工物理論 (creature theory) [=日本でいう擬制説]、グループ理論 (group theory) [=日本でいう否認説]、人理論 (person theory) [=日本でいう実在説]と呼ぶことにする。これらの理論は、法人をそれぞれ、人工的な存在、人の集団、および真実の存在として取り扱う。次に、「法人は人である」という表現について言語分析を行う。この表現は、法律上の便宜のための単なる比喩ではない。

III 3つの法人理論

法人 (corporation) という語は、ラテン語の corporatus という語に由来する。これは、ある共通の目的のために集まった人々の集団を意味する。この集団は、それを構成する個々の人々の権利とは別個の権利を持つか。この哲学的な命題が、19世紀のドイツおよびフランスの法律家⁽⁸⁾の心を捉えた。⁽⁹⁾そして、3つの異なる理論が発展したきた。

1 人工物理論 (creature theory) [=日本でいう擬制説]

ドイツのサヴィニー (Savigny) が人工物理論の主たる提唱者である。⁽¹⁰⁾ 彼のアイディアは、個人主義的な信念から発している。サヴィニーによれば、人とは、意識および意思の存在であり、ある種の譲渡することのできない権利を持っている。法律は、この独特的な地位を確認する。法律関係は、その最も基本的なレベルにおいて、ある人と他の人の間にお

(8) Machen, *op. cit.*, p. 254 n.3.

(9) マケンは、第1の理論を「擬制 (fiction) 理論」と呼び、ホルヴィッツは、第3の理論を「実在 (real entity) 説」と呼んでいる。Machen, *op. cit.*; Horwitz, *Santa Clara Revisited: The Development of Corporate Theory*, 88 W. Va. L. Rev. 173 (1985).

(10) サヴィニー説の素晴らしい要約として、G. Heiman, *Otto Gierke: Association and law* 27–33 (1977) がある。

いて発生する。人々は、ある1つの社団（association）に入ることができる。しかし、その結果として出来るグループは、独自の存在を持たない。また、自然人とは異なり、前もって存在する権利を持たない。それは、法律による法的な存在、つまり *persona ficta*（人工の人）であり、人工的な、精神的な、あるいは法的な人である。それは、目に見えず、触ることもできない。⁽¹¹⁾なぜなら、体も魂もないからである。

この理論のヴァリエーションの1つとして、特権理論（concession theory）がある。この理論は、法人を造る権利は、主権者の特権であると考えるのである。したがって、法人は、国家の創造物としてのみ存在しうるのである。したがって、法人の能力は、特許状に記載された事項に厳密に制限される。そして、もしもその法的な能力を越えた行為をした場合には、それは *ultra vires* であり、したがって、無効である。

法人を人とみなすのは、法人を人工的な存在、人工物とすることであり、国家のみが、それを行うことができるのである。この点で、他の2つの理論と意見が異なることになる。この理論に対する第1の反論は、人は自然権を持つ独立の存在として、他の人と自由に寄り集まって、社団を構成することができるというものである。第2の反論は、⁽¹²⁾社団はそれ自体としての存在を有するというものである。第1の反論はグループ理論の背後にある考え方であり、第2の反論は人理論の基礎を構成する。

2 グループ理論（group theory）〔＝日本でいう否認説〕

(11) マーシャル裁判長は、次のように述べている。「法人は、人工的な存在であり、目に見えず、触れることもできず、法律の中でのみ存在する。法律が作り出したものであるに過ぎない法人は、その設立の特許状が許した財産のみを保有することができる……」。Trustees of Dartmouth College v. Woodward, 17 U.S. (4 Wheat.) 518, 636 (1819). マーシャルによるこのような法人の定義は、人工物理論による法人の古典的な定義の一つである。

(12) G. Heiman, *op. cit.*, p.30-31.

グループ理論の主たる提唱者は、ドイツのイエーリング (Ihering) と、⁽¹³⁾ フランスのヴァレイユ・ソミエール (Vareilles-Sommières) である。人工物理論と同様に、この理論も、人間を諸権利の原始的な担い手と考える。その権利の中には、他の人々と寄り集まり、1つの名前の下で取引をする権利も含む。しかし、取引を行うのは、法人という独立した存在ではない。グループ理論は、次のように考える。法人の権利について語ること、法人を1つの単位として取り扱うことは便利である。しかし、実際には、それは、法人を構成する個々のメンバーの権利に他ならない。法人の名の下で取引をする構成メンバーは、個々人に与えられるのと同様の法的保護を与えられる。したがって、法人の名は、人工の存在の名では決してない。それは、あるグループの構成員を特定する便利なラベルであるに過ぎない。それは、家族の構成員を表示するために用いられる姓と同じような機能を果たすものである。⁽¹⁴⁾

3 人理論 (person theory) [=日本でいう実在説]

ドイツのギールケ (Gierke) が、人理論の主たる提唱者である。法人は、それを構成する人々と同様に「実在的 (real)」であるとする。彼は、人が他の人々と寄り集まってグループを結成することは、人の権利の否定できない側面であるということを指摘している。家族、一族、国家、ギルド、労働組合、社団……これらは、集団のいくつかの例にすぎない。

(13) See De Vareilles-Sommières, *Les Personnes Morales* (1902); see also Machen, *op. cit.*, p.257-58.

(14) モラヴェツも、グループ理論を同じように特徴づけている (Morawetz, A Treatise on the Law of Private Corporations 2 (2d ed. 1886))。「法人は、しばしば、人あるいは單一体であるかのように語られる。……しかし、株主と独立した会社の存在は、フィクションである。そして、……法人化された社団の権利と義務は、実際には、それを構成する人々の権利と義務であり、想像上の存在のものである」。

(15) Maitland, *Introduction to O. Gierke, Political Theories of the Middle Age at xvii-xliii* (1900); see G. Heiman, *op. cit.*, loc. cit.

個人もグループも、すべての社会の内部における自然な存在である。そして、社会の活動においては、個人およびグループの間には取引がある。さらに、グループは、その構成メンバーの総体以上のものである。グループには、共通の意思があり、到達すべき独自の目的がある。グループの存在は、そのメンバーの交替とは無関係に継続する。法律は、あるグループを承認することも、承認しないこともできる。しかし、その承認は、必ずしも、その実体に影響を与えない。⁽¹⁶⁾ グループは、それ自体として存在する。

人理論の枠内でおいても、ある者は、法人を「人工の人」であると考えている。特に、自然人とは区別する必要がある。しかし、そうだからといって、人工物理論と混同してはならない。人工物理論においては、法人は、「法律によって造られた」ものである。これに対して、人理論においては、法人は、自然人と同様に、法律上の人である。

IV アメリカにおける法人理論の発展

1 人工物理論

19世紀初頭のアメリカにおいては、人工物理論または特権理論が、圧倒的な理論であった。⁽¹⁷⁾ しかし、10世紀後半から20世紀前半における私企業の驚異的な発展によって、そのような理論状況が変わり始めた。州によって与えられた特許の有効性に対する不信が増大していたのである。

(16) ハイマンは、次のように述べている。「社団またはグループは、生きている存在である。その特徴は、全体の統一性と、その構成部分の多様性との間の関係によって特徴づけられている。……すべてのグループは、独立した生命を持ち、自立した意思を持ち、個々のメンバーの生命と意思とは別に行行為する能力を持っている」。G. Heiman, *op. cit.*, p. 7.

(17) アメリカにおける会社の発展に関するここでの議論は、モートン・ホルヴィッツの見解を要約したものである。ホルヴィッツは、これら3つの理論が法人の発展に関する問題を解明し、また法人の性質に関する態度を理解するために、有益であると論じている。Horwitz, *op. cit.*

新しい経済的な必要は、人工物理論の主張と対立した。人工物理論の主張は、新しい会社の設立や会社の発展を阻害した。さらに悪いことには、汚職、政治的情実および独占に至った。その結果、自由設立主義に向けた運動が起こった。会社を設立すること、ビジネスをすることは、普通のことである。自由設立主義は、特許主義と両立しないものとなった。その結果、グループ理論の方が、新しい経済構造に合致することが明らかとなつた。

2 グループ理論

グループ理論は、法人をパートナーシップ法の用語で取り扱っている。しかし、パートナーシップのモデルを会社に当てはめることには、概念上の根本的な問題がある。真のパートナーシップの構造は、安定したものとして残るが、法人には、そのような厳格性がなく、構成員が頻繁に変わりうる。さらに、パートナーシップとは異なり（メンバーは、個人的にも会社の責任を負う）、法人の構成員は、有限責任しか負わない。最後に、パートナーシップでは、構成員が意思決定に参加する。しかし、会社の規模が大きくなり、株式の取引が増大するにつれ、株主は単なる投資家に過ぎなくなり、意思決定は取締役および幹部のエリートの手に握られた。グループ理論は、法人をパートナーシップとして取り扱うので、会社の永続性、有限責任、権限の配分という特徴とは合致しない。

3 人理論

アメリカの会社の発展するニーズに最もよく対応できるものとして、人理論が登場した。この理論は、法人を、その構成メンバーとは別個・独立の真実の存在として考える。法人は、独自の財産を持つことができ、独自の債務を負担することができる。メンバーの責任は、会社の責任と併存しないということは、理解しうることである。最後に、人として、法人は、責任を代表する権限を、幹部職員および取締役に与えている。

法人理論と言語分析

人理論は、会社を管理と責任の担い手として取り扱い、人工物理論やグループ理論に内在する制限から、会社を解放するものである。

4 要 約

人工物理論は、主権の最終的な権限を強調している。グループ理論は、個人の契約を締結する権利を強調している。そして、人理論は、団体をつくる経済的な自由を強調している。しかし、本稿におけるわたしの主たる関心は、法人格に関する理論の形而上学的な理解の枠内にあるものではない。また、アメリカの法人の概念的な必要性の変化に関するものでもない。このような哲学的、歴史的な発展は、アプローチの背景を提供するものでしかない。

V 法人に関する言語分析

法人が自然人でないことは誰もが知っているにもかかわらず、「法人は人である」という主題が魅力的なのはなぜか。この表現は、単なる比喩に過ぎないのか。法律が、ある種の目的のために、法人を人と同じように扱うための便利な法的擬制に過ぎないのか。また、法律が、自然人と法人の双方を同じ範疇のものとして取り扱うことを必要としていると仮定した場合、「人」という表現は適切か。

1 ディーウィーとマケン

アメリカの哲学者ジョン・ディーウィーは、法人格に関する言葉の戦争において、自己の pragmatism の立場を表明している。⁽¹⁸⁾ 彼は、人という概念は純粹に法的な概念である、と論じている。したがって、法が意味を持たせたいと望むいかなる意味でも持たせることができる。彼のこのような主張は、引用するに値するであろう。

(18) Dewey, *The Historic Background of Corporate Legal Personality*, 35 Yale L. J. 655 (1926).

「『人』という語は、法律的には、法律が意味させたいと考えたことは何でも意味することができる。私は、『人』は権利および義務の担い手としての単位であるということを言おうとしているのである。このような主張は、……その単位がその権利および義務を担っているということを裁判所が認めるという以外には、いかなる意味も含んでいない。日常会話、心理学、哲学あるいは道徳において、『人』がどのような意味に使われているかということとは無関係である。ここで、『ドライな』ワインという表現を思い浮かべよう。乾燥した液体がありうるかのような表現である。明らかに、『ドライな』というのは、ある種のワインの特徴を言い表す単語である。その意味では、飲み物一般にも使うことができる。同じことが、法における『人』についてもありえないはずはない。⁽¹⁹⁾」

法律が権利および義務の担い手としての単位（自然人と法人が含まれる）を必要としている。その単位を表現する語として、「人」という語を選択した場合には、ディーウィーの見解では、人と制度（法人）との間に、比喩的なものしろ、何の関連性がなくてもよいのである。したがって、権利と義務を担う単位の名称としては、「ロボット」でもよいし、「テーブル」でもその他どんな語でも良かったのである。その単位を表現する語が、それ以前には存在しなかったので、法律は、すでに存在する「人」という語を選んだのである。——これが、ディーウィーの主張である。

「テーブルの脚」という場合の、「脚」という語を選んでみよう。ここでは、「脚」という解剖学的な用語が、家具にまで拡大されている。これら2つの脚の間には、比喩的な共通性が明らかに存在する。それは、垂直に伸びたものであって、何かを支えるという共通しているのである。新しい表現（「テーブルの脚」）は、既存の語彙の不足を補っている。そして、現在では、「テーブルの脚」は、解剖学とは全く無関係に使われている。意味の独立は、語の使用によって達成されるのである。ストッキ

(19) Dewey, *op. cit.*, p.656.

法人理論と言語分析

ングの製造業者が宣伝をする場合には、家具の小売商人を意図的に相手にしているわけではない。「脚」という語には複数の意味があるが、この語の利用される状況が重複し、誤解が生じることは、絶対にないとはいえないが、まずない。

ディーウィーならば、この場合にも、「人」の場合と同様のことが起こっていると主張することであろう。なぜなら、彼は、法律上の「人」という言葉の意味は、日常用語とは無関係に、その原義とは全く別の領域をもカバーしうる、と考えるからである。しかし、この主張は正しくない。なぜなら、法人は、自然人ができること以外のことができるからである。本来は自然人を念頭において制定された規定が、法人にも適用されているからである。さらに、アメリカ合衆国の最高裁は、憲法上の「人」および「市民」という語の解釈において、法人の権利・義務と、自然人の権利・義務との間に、驚くべき類似性があることに強い印象を受けている。ディーウィーは、「人」の2つの意味の間に関連性がないということを主張している点において、誤っている。また、人と制度との間になぜそのような類似性が存在するのか、また、法が、人に対して適切な用語を、法人に対しても使い続けている理由を、ディーウィーは説明しきれていない。

法人に関するマケンの立場は、ディーウィーの立場とは対照的である。⁽²⁰⁾ マケンは、次のように述べている。「法律家が『法人は人である』と言う場合、法人には自然人と類似した点がある、ということを暗に述べているのである。そして、法律は、ある点では、法人をあたかも自然人であるかのように、つまり、合理的で、感覚があり、意思を表示することができる存在として、取り扱っているのである」。⁽²¹⁾

マケンによれば、「人」という語は、全く恣意的に選ばれたのではないのである。法人は、人として扱われる所以、人と呼ばれるのである。さ

(20) *Ibid.*

(21) Dewey, *op. cit.*, p.263.

らに、法人は、別種の人間として考えられているのである。マケンは述べている。「もしも、法人を人としてイメージすることができるならば、その人が魂を持っているとイメージすることもできるであろう。したがって、法人は、不法行為を犯し、詐欺をし、あるいはある種の心理状態になることも、犯罪を犯すこともありうるのである」。

マケンの方が、ディーウィーよりも正しいように思われる。人間の心は、法人にも自然人にも共通の特徴である。このことを、法人あるいは他の制度に関する言語の使用の分析を通して明らかにしたいと考える。ある種の言葉は、比喩的に用いられる。しかし、多くの場合には、驚くべきことではあるが、比喩的に用いられているのではないのである。ある制度があたかも人間であるかのように述べるのは、比喩的ではなく、通常の文字通りの表現（少なくとも、部分的には文字通りの表現）である。法律が、法人を人間として取り扱うという言語上の発明をしたのではないのである。

むしろ、すでに言語のうちに含まれていたある種の傾向を、法が捉えただけなのである。法律は、言語的イメージを拡大しただけなのである。マケンが、人間が犯す不法行為・詐欺を、法人も犯すことがあると述べているのは、誇張のように思われるかもしれない。しかし、言語の構成のなかに、人の特徴が法人にも及ぶことが含まれていることを理解するならば、それほど誇張とは考えなくなるであろう。

2 名詞の4分類

自然人と法人との間の近親性を示すために、人間および非人間的な單一体を表現する語の分類から始めよう。名詞を4つに分類する。第1は、神話名詞 (mythical noun) (創造力の産物である), 第2は、人間名詞 (human noun) (単数の人間の名詞), 第3は、集団名詞 (collective

(22) Dewey, *op. cit.*, p.348.

法人理論と言語分析

noun) (人の集団を表す名詞), 第4は, 制度名詞 (institutional noun) (制度に関する名詞)。第1表は, これら4種類の名詞の例である。

第1表 名詞の種類

神話名詞	人間名詞	集団名詞	制度名詞
マーメイド	理事長	理事会	法人
ユニコーン	教授	教授会	ハーバード大学
ペガサス	陪審員	陪審員団	最高裁
エンジェル	神父	聖職者団体	カトリック教会
ケンタウルス	選手	チーム	スポーツ企業

われわれの目的は, 言語が「法人」という語をどのように取り扱っているか, ということを明らかにすることである。まず, 法人という語は, 神話名詞のように, 人工的なものとして取り扱われているのであろう(23)か。それとも, 法人は, 人間名詞あるいは集合名詞と同じように, 真の人間のように取り扱われているのであろうか。もしも, 法人が人間のように取り扱われているとすれば, それは, 比喩的であろうか。これらの疑問に答えるために, 文中の位置に, 別の名詞を挿入することができるか否かを検討しなければならない。言語においては, 相関関係は, 動詞および動詞句によって決定される。それゆえに, まず, 各種類の名詞について適合する動詞の種類について検討しなければならない。

そこでまず, 主語としての名詞と, 述語としての動詞の関係に注目しなければならない。例1は, 意味の一致を示している。文頭に×を付けたものは, 文法論的あるいは意味論的に異常であることを示している。文頭に△を付けたものは, 特殊な文脈においてのみ使用しうるものであ

(23) コーヘンが, 法人の神話的な側面について面白いことを述べている。「誰も法人を見た者はいない。エンジェルを信じない者は, 法人を信じる権利を持たないのであろうか。確かに, 法人の取引や資産を見ることができる (それは, ちょうど, 天使のような行為, 天使のような表情を見ることができるのと同様である)」。Cohen, *Transcendental Nonsense and the Functional Approach*, 35 Colum. L. Rev. 809, 811 (1935).

る。

例1 [意味上の不一致]

- × a 議長は、12時に突発した。
- ×△ b 牛達は、牧場で会食した。
- ×△ c 盆は、スポーンと一緒に逃げ去った。

例1は、意味上の不一致から、疑問のある表現である。例1 aは、名詞=主語が出来事ではないにもかからわらず、瞬時を示す動詞=述語が使用されている。例1 bでは、名詞は人間ではないのに、人間の行動を示す動詞が用いられている。例1 cでは、動かない名詞について、行動を示す動詞が用いられている。⁽²⁴⁾

意味的な関連が、名詞と動詞にどのような影響を与えていたかを分析することによって、制度名詞の言語的な取扱に光を与えることができるこことを示そう。そうすることによって、どのような点で法人が人であるかを明らかにすることができる。この分析において、人間名詞が、他の種類の名詞について議論するための有益な出発点となる。

3 動詞の3分類

ここで、便宜のため、人間名詞に結び付く動詞を3つのグループに分けよう。すなわち、生理動詞 (physiological verb), 知覚動詞 (cognitive verb), および行為動詞 (activity verb) の3つである。このような3分類は、人間の基本的な特徴に対応するものである。人間は、生理的な存在であり、知覚を持ち、そして社会的な行動をする。次の第2表は、これら3種類の動詞の例である。

生理動詞は、生理的な器官に関係する。ある種の動詞（例=食べる。

(24) 例1 a および例1 bの表現は、物語や童謡では可能である。動物や無生物に人間の行動力を与えているからである。

法人理論と言語分析

第2表 動詞の3分類

生理動詞	知覚動詞	行為動詞
食べる	考える	読む
寝る	知る	テレビを見る
走る	知覚する	家を建てる
会食をする	疑う	電話をする
シエスタをする	聞く	チエスをする
ジョギングをする	見る	料理をする
	感じる	投票する
	公表する	
	言う	
	要求する	
	尋ねる	

寝る。走る）は、人間と動物とが共有する動物的な機能を表している。他の生理的な動詞（例＝会食する。シエスタをする。ジョギングをする）は、同種の生理的な行為と関係するが、通常は人間についてのみ使われる。たとえば、「会食する」というのは、生物学的な需要を満たす行動であると同時に、社会行動としての特徴も持っている。

知覚動詞は、ある種の心理的な（mental）状態を示すもの（考える。知る）と、認識的な（perceptual）意味を持つもの（聞く。感じる）と、伝達的な（communicative）意味を持つもの（言う。公表する）とがある。行為動詞は、3つのうちで最も理解しやすく、極めて多くの動詞がある。人間が行なうことが多数だからである。

こうして、名詞を4つに分類し、自然人に相応しい動詞を3つに分類した。そこで、次に、これら3つの動詞が、神話名詞、集団名詞および制度名詞と結び付くかどうかについて検討する。そうすることによって、言語が、自然人との対比において、人工物、グループおよび制度を、どのように取り扱っているかが明らかとなる。ところで、われわれの探究は、文字通りの用法（literal language）、比喩（metaphor）および擬人化（personification）に関係する。

4 神話名詞

(1) 比喩と擬人化

神話名詞 (mythical noun) は、イメージ、人工、フィクションおよび形而上の存在に関わるものである。それらは天国あるいは別世界に住むものであり、心の創造物である。したがって、それを造り出した人のイマジネーションによって、どのような特徴でも持つことができる。たとえば、マーメイドは、女性であり、泳ぐことができる。エンジェルは、無性であって、空を飛ぶことができる。そして、神話名詞は、生理的にも、知覚的にも、社会的にも、自然人に似ており、人間としての特徴を持っている。そのような特徴を示す動詞と神話名詞が結び付く場合には、それは比喩的用法ではなく、通常の用法なのである、ということに留意しなければならない。なぜなら、神話名詞は、生物名詞であって、非生物名詞ではないからである。

(2) 神話名詞と無生物名詞

神話名詞 (例 2) と、無生物名詞 (例 3) とを比較してみよう。

例 2 [神話名詞+生理動詞]

- a ドラゴンが、輝く鎧を着た騎士を飲み込んだ。
- b マーメイドは、溺れた水兵と結婚しようと考えた。
- c エンジェルは、毎朝、機嫌が悪い。

例 3 [無生物名詞+生理動詞]

- a 金銭自動出納機が、クレジットカードを飲み込んだ。
- b わたしのコンピュータ端末は、それをアップルIIだと考えた。
- c わたしの車は、毎朝、機嫌が悪い。

神話名詞は、それが住んでいる天国では、例 2 に掲げるような行為をすることができる。もしも、彼らが、この世に住んでいると仮定すれば、

同様のことをすることができるであろう。

例3は、われわれの世界に現実に存在する物体であり、無生物である。例3は、通常は、生物あるいは人間にしか生じないことである。それゆえに、この場合には、擬人化が生じているのである。つまり、例3の動詞は、比喩的に用いられているのである。

5 集団名詞

集団名詞は、共通の目的のために集まった人間の集団を指す（教授会、陪審員団、聖職者団体など）。集団名詞の特徴は、集団を人間の集合として表現していることである。つまり、教授会は、教授から構成され、陪審員団は、陪審員から構成され、聖職者団体は、聖職者から構成される。例4が示すように、集団名詞は、集団的な意味に用いられる場合であっても、どのような種類の動詞とも結び付くことができる（生理動詞、知覚動詞および行為動詞）。表現内容は、個々のメンバーにまで還元されるのである。

例4 [集団名詞+生理動詞・知覚動詞・行為動詞]

a 教授会は、昼食を取った。

（参照例=教授達は、昼食を取った。）

b 教授会は、学生達が抗議するだとうと考えた。

（参照例=教授達は、学生達が抗議するだとうと考えた。）

c 教授会は、組合と契約した。

（参照例=教授達は、組合と契約した。）

6 制度名詞

もちろん、われわれは、法人のような語がどのように取り扱われるかということに关心を持っている。制度名詞は、集団名詞とは違った特徴を持っている。

(1) 集団名詞・制度名詞と生理動詞

制度名詞は、単一体のみを示し、その構成員を示さない。制度名詞と動詞との間の意味的な結合は、この考察を支持する。生理動詞、知覚動詞および行為動詞との関係を見てみよう。

例5〔集団名詞+生理動詞〕

- a チームは、昼食を取った。
- b 審査員団は、歩いた。
- c 教授会は、会議の間ずっと寝ていた。

例6〔制度名詞+生理動詞〕

- △ a バークレー校は、昼食を取った。
- △ b ハーバード大学は、歩いた。
- △ c トヨタは、会議の間ずっと寝ていた。

例6は、文字通りの意味に理解すると異常である。つまり、制度名詞は、単一体としては、人間としての生理を持たないのである。したがって、換喻的 (metonymically) または隠喩的 (metaphorically) に理解しないと、意味を理解することができない。ここで、換喻 (metonymy) と隠喩 (metaphor) について考察しておくことが適切であろう。

換喻 (metonymy) は、制度に仮託することによって、人々を示す方法である。例6 aは、次のような状況下では意味が通じる。いくつかの大学の代表者が一同に集まって会合を開いているとしよう。食堂が狭く、全出席者が同時に昼食を取ることができない。そこで「バークレー校は12時に、スタンフォード大学は12時30分に、ハーバード大学は13時に食べてください」というアナウンスがあった。この場合には、制度自体が食べるということを意味するのではない。各制度を代表する代表者が食べるという意味で用いられているのである。このような状況下で、例6

の他の文も解釈することができる。

隠喻 (metaphor) は、制度名詞について生理動詞を用いることを可能にする。文字通りの解釈 (例 7 a) と、隠喩的解釈 (例 7 b) とを比較してみよう。後者では、制度が擬人化されているのである。

例 7 [文字通りの解釈と隠喩的解釈]

- a 腹を空かした若者達は、目の前のすべての食べ物を飲み込んだ。
- b 大きな会社が、小さな会社を飲み込んだ。

例 5 から例 7 までは、通常の場合には、生理動詞は、制度名詞とは結び付かないことを示している。もしもそれらを結び付けた場合には、不自然であり、換喻または隠喩によってのみ、意味を理解することができる。⁽²⁵⁾

(2) 制度名詞と知覚動詞

しかし、知覚動詞に関しては、事情はまったく異なる。まず、例 8 を見てみよう。

例 8 [制度名詞+知覚動詞]

- a フォード社は、ピントが危険な車であることを否定した。
- b プリン斯顿大学は、授業料の値上げを検討していることを発表した。
- c 最高裁判所は、ロー対ウェード事件判決を覆すことを決定した。
- d スポーツ企業は、アメリカ人はアイスホッケーのステッィクをあまり買わないと信じている。

(25) 制度名詞を換喻的または隠喩的に用いた場合、文の異なる部分に影響を与える。換喻の場合には、制度名詞が比喩的に (figuratively) 使われている。これに対して、隠喩の場合には、動詞が比喩的な (figurative) 意味を持つ。

e GM社は、クライスラーが新しい小型車を発売しようと計画していると考えている。

知覚動詞は、自然に、かつ、頻繁に、制度名詞と結び付く。知覚動詞は、文字通りの意味に解釈されている。したがって、これらの文章は特殊な解釈を要しない。さらに、特定の知覚動詞に限られるものではない。すべての知覚動詞と結び付くことができる。一見したところ、制度名詞と知覚動詞が結び付いていることは、驚くべきことのように思われる。知覚動詞は、精神の状態を表現する。そして、そのような働きは、人間の能力に属するものである。例8は、例6の場合と同様に、換喻的な表現であると主張する人があるかもしれないが、それは誤りである。例6の表現は、それ自体が異常である。それを受け入れるためには、特殊な状況を想定しなければならない。これに対して、例8は、その意味を理解するために、特殊な状況を想定する必要はない。これらの文は、単独⁽²⁶⁾で正常な文である。それにもかからず、これが換喻的な表現であるとすれば、例6と例8の間の重要な相違を説明することができない。文字通りの意味における知覚動詞は、制度名詞と結び付くことができるのである。そして、その文意は、これらの動詞が人間名詞あるいは集団名詞と結合した場合と同じである。

(3) 集団名詞・制度名詞と行為動詞

最後に、集団名詞および制度名詞と、行為動詞との結合関係について

(26) 1985年11月7日のウォールストリート・ジャーナルから無作為に抽出してみよう。制度に関するほとんどの記事は、知覚動詞または行為動詞を含む文で始まっている。「ミューズ航空会社は、10月には乗客が31.8%増加したと報告した」(同紙4面)。「ヴィアコム・インターナショナル株式会社は、MGMの映画制作設備の50%を買収する交渉をしている」(同紙5面)。「政府は、昨年、合衆国ではコカインの使用が11%増加したと推定した」(同紙6面)。イーストマン・コダック社は、インスタントカメラ市場から撤退するであろうと述べた」(同紙14面)。

法人理論と言語分析

考察しよう。例9および例10は、行為動詞が両タイプの名詞と結び付くことを示している。

例9 [集団名詞+行為動詞]

- a チームは、労働組合との契約にサインした。
- b 聖職者団体は、南アフリカの株式を売却した。
- c 教授会は、ロビーストの会議に代表者を送った。

例10 [制度名詞+行為動詞]

- a IBMは、労働組合との契約にサインした。
- b カトリック教会は、南アフリカの株式を売却した。
- c タバコ業界は、ロビーストの会議に代表者を送った。

しかし、次の例11および例12の場合には、行為動詞は、集団名詞とは結びつくが、制度名詞との結び付きは普通でないことを示している。

例11 [集団名詞+行為動詞]

- a 教授会は、チエスをした。
- b 委員会は、電話をした。
- c 聖職者団体は、前回の選挙でレーガンに投票した。

例12 [制度名詞+行為動詞]

- △ a イエール大学は、チエスをした。
- △ b ハーバード大学法学部は、電話をした。
- △ c GMは、前回の選挙でレーガンに投票した。

例10の行為は制度の能力の範囲内であるが、例12の行為は能力の範囲外である。しかし、例えば例12 a は、ある個人またはチームがイエール

大学を代表して、チェスのトーナメント試合を行っていると仮定すれば、意味を理解することができる。これに対して、例10は、例8と同様に、普通の解釈が可能である。もしも、これらが換喻的な表現であるとすれば、それが例12と異なる理由を説明することができない。

例10と例12の相違を説得的に説明する方法は、通常の解釈と、換喻的な解釈との違いである。換喻的な解釈では、GMの従業員の多くが、個々の市民として、レーガンに投票したことになる。しかし、最高裁が、法人も人であり、選挙権を持つという判決を下したと仮定してみよう。この場合には、GMも一票の投票権を持つことになる。もしも、このようなことが起こったとすれば、例12aは文字通りの意味を持つことになる(例10と同様になる)。

7 「生きた」比喩と「死んだ」比喩

制度名詞は、例10においては行為動詞と結合し、例8においては知覚動詞と結合している。これらの表現は、比喩なのであろうか。これらの動詞は、典型的な人間の特徴である精神状態を示している。比喩に関する文献は、「生きた」比喩 (“live” metaphor) と、「死んだ」比喩 (“dead” metaphor)⁽²⁷⁾とを区別している。生きた比喩とは、比喩的な意味が明白なものを指す。これに対して、死んだ比喩とは、かつては生きた隠喩であったが、今では、そのように考えられていない比喩を指す。現在の話者は、比喩を文字通りの意味だと解釈しているのである。そして、普通の辞書も、そのような意味を載せている。

すでに述べた「テーブルの脚」が死んだ比喩の好例である。多くの語は、このようにして、その意味の範囲を拡大していく。法律も、このような言語の発展とは無関係ではない。例えば、契約を「結ぶ」とか、契約を「破る」と言う。現在の話者は、これらを比喩だとは考えていない。

(27) D. Nilsen & A. Nilsen, *Language Play: An Introduction to Linguistics*, 159 (1978).

法人理論と言語分析

法律上の意味は、これらの語が具体的な物との関係で使われる場合とは異なる。契約を「結ぶ」というのは、紐を「結ぶ」というのとは別のことである。また、契約を「破る」のは、紙を「破る」のとは同じ行為ではない。この場合に、普通の辞書は、「結ぶ」、「破る」の別の意味として列挙している。

例8と例10を比べれば、状況は異なるように思われる。どちらが文字通りの意味で、どちらが比喩的な意味なのかを区別することはできない。「結ぶ」、「破る」あるいは「脚」とは異なり、知覚動詞および行為動詞は、制度名詞とともに使用された場合には、人間名詞とともに使われた場合と同様の意味である。知覚動詞が、人間名詞と一緒に使われた場合と、制度名詞と一緒に使われた場合とで、異なる意味を与えている辞書はない。GMは、自然人とまったく同様に、「公表する」。また、カリフォルニア大学は、自然人とまったく同様に、「株式を売る」。例8および例10の制度名詞は、換喻的に使われているという主張がある。名詞が、その制度の代表者を意味しているという分析である。そのような主張によれば、動詞の解釈は文字通りということになる。なぜなら、動詞は、人が行う行為を示しているからである。しかし、制度名詞は、知覚動詞および多くの行為動詞とともに用いられた場合には換喻的に使われているのでない、と主張した。もう一度、例12を見てみよう。これらは、換喻的に解釈しなければならない。これに対して、例8および例10は、文字通りの意味である。これらすべてを換喻的に解釈することは、重要な相違点を見落とすことになる。

VI 結論

本稿の冒頭において見たとおり、ある法人理論は、基本的な法律関係が、人と人との間において生じることを前提としていた。したがって、自然人は、自然人と法人との違いを計る基準になる。同じことは、われわれの言語分析についても妥当する。つまり、人間名詞が、分析の基礎

となるのである。人間名詞がその他の名詞について分析する際の出発点になるのである。その結果、驚くべきことには、神話名詞、集団名詞および制度名詞の特徴は、人工物理論、グループ理論および人理論のそれぞれの特徴と共に通している部分が多いのである。つまり、言語分析と法人理論との間に類似性があるのである。

1 人工物理論

人工物理論は、法人を人工的なものとして把握する。法人の法的な権利は、その設立によって生じる。言語においては、神話名詞も同様である。神話的な存在は、人工的である。その肉体的、心理的および社会的な特徴は、その成立の際に与えられている。しかし、法人は、この範疇に属さない。まず第1に、神話的な名詞は、生物として描かれており、肉体的な特徴を持っているが、制度名詞には、それがない。制度名詞を生理動詞に結びつけた場合には、隠喩的または換喩的に解釈しなければならない。第2に、神話名詞に与えられるのは制限された精神的能力であり、全ての知覚動詞と結び付くわけではない。これに対して、制度名詞は、全ての知覚動詞と結び付くことができる。

2 グループ理論

グループ理論は、法人を、共通の目的のために集まった人の集団として把握する。言語において、集団名詞は、同じような性質を与えられた名詞である。しかし、法人は、この範疇に属する名詞ではない。集団名詞は、その集団の構成員を示すため、生理動詞とも、行為動詞とも、結び付くことができる。単一の集団としても、同様である。これに対して、制度名詞は、換喩的に解釈しない限り、生理動詞とは結び付くことができない。また、制度名詞は、全ての行為動詞と結ぶ付くこともできない（集団名詞では、全ての行為と結び付くことができる）。

3 人理論

以上の言語的な分析から、法人のような制度名詞は特殊である、という結論に至る。制度名詞は、独特の特徴を持っている。第1に、生理動詞は、通常の解釈においては、制度名詞と結び付くことができない。しかし、知覚動詞は、制度名詞と完全に結び付くことができる。言語的には、制度は、肉体を持たない。つまり、制度は、無体物であり、触れることができない。しかし、制度は、心を持っている。次に、行為動詞の多くは、通常の解釈において、制度名詞と結び付くことができる。言語的には、制度は、それに相応しい行為をすることができる。言語は、確かに、制度と人間が完全に同一だとは考えていない。しかし、制度は、重要な人間的特徴を持っている。つまり、心を持ち、社会活動をすることができるのである。したがって、言語は、法人自体に（その構成員である人間にではなく）思想と行為を与えてるのである。この観点からは、法人理論としては、人理論が最も適切であるという結論になる。

われわれは、法人格に関するディーウィーの見解とマケンの見解を対比した。ディーウィーは、「人」は純粹に法的な語であると主張した。法律は、欲することができる。法人に関していえば、「人」という語は、人間となんの関係もないものであってもよいのである。それは、乾燥した液体という「ドライなワイン」以上である。これに対して、マケンは、法人と人との間には類似性があるという見解である。そして、法人を「人」と呼ぶことによって、その類似性が明らかになる。言語的な分析は、マケンの見解を支持する。

マケンは、法は法人を「感覚と意欲を持つことができる理性的な存在」であるかのように扱っている、と述べている。⁽²⁸⁾ 理性的存在は、心あるいは知性を持ち、知覚を有する。マケンが述べている感覚と意欲というの

(28) Machen, *op. cit.*, p.263.

は、知覚のある種のタイプである。われわれが見てきたように、制度に関する言語の分析によれば、制度名詞と知覚動詞は結び付くことができる。今や、われわれは、マケンの他の主張をよりよく理解することができる立場にいる。法人は、詐欺を犯すことがある。「詐欺を犯す」という表現は、われわれの分析においては、行為動詞のなかに含まれるのである。そして、行為動詞の多くは、制度名詞と結び付くことができるのである。制度は、ある種の行為をすることができる。法人が投票するという議論を思い出してほしい。現在、法人には、投票権が与えられていない。しかし、法人が投票するというような状況を想像することは可能であろう。

マケンは、賢明にも、次のように述べている。法律家が初めて「法人は人である」と言ったとき、比喩を使っていたのである。なぜなら、「人」という語は、文字通りの意味における「人間」以外のものを含まなかつたからである（そして、今も素人にとっては、同様である）。法人が、擬人化された場合（例えば、ある会社が、小さな会社を「飲み込んだ」という場合）には、これも比喩である。しかし、多くの比喩的な用法とは異なり、知覚動詞および行為動詞の多くは、文字通りの意味で用いられている。法律は、「法人は人である」という比喩の有用性を発見した。しかし、法律が、ある制度に人間的能力を与えるという言語的な想像力を創り出したのではない。言語の中に深く潜んでいた「創造力」を最大限に活用しただけなのである。

(29) Machen, *op. cit.*, p.348.